

令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和5年度霧島市下水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

令和5年度霧島市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,053,887,020	575,033,970	327,744,801
議会の議決による処分額	161,541,262	0	△227,671,262
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△66,130,000
資本金に組入れ	161,541,262	0	△161,541,262
処分後残高	2,215,428,282	575,033,970	(繰越利益剰余金) 100,073,539

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和5年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。